

証券コード 1833  
平成28年6月7日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号  
株式会社 奥 村 組  
代表取締役社長 奥村 太加典

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店
3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第79期 (自平成27年4月1日  
至平成28年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第79期 (自平成27年4月1日  
至平成28年3月31日) 計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okumuragumi.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益に改善が見られた一方、輸出の停滞や個人消費の弱さなどが重石となり、回復の歩調は鈍く推移しました。そのような中、建設業界においては、公共投資は減少基調となったものの、民間投資の回復に下支えされ、総じて見れば堅調な経営環境が続きました。

当社グループにおきましては、売上高は、前期に比べ僅かに増加した205,291百万円となりました。損益面では、建築事業の売上総利益率が改善したこと等により、売上総利益は同29.3%増加した22,649百万円、営業利益は同107.9%増加した8,423百万円、経常利益は同65.1%増加した9,272百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同75.3%増加した8,625百万円となり、前期を大幅に上回ることができました。

#### 当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	104,998	96,370	80,257	121,111
	建築事業	119,708	126,263	114,920	131,052
	計	224,707	222,634	195,178	252,163
不動産事業等		—	—	5,928	—
合 計		224,707	222,634	201,106	252,163

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,131百万円で、このうち、主なものは九州支店社屋（免震構造）の建替および寮、社宅用土地・建物購入であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、雇用・所得環境の改善や政策効果などにより、緩やかに持ち直すことが期待されています。建設業界においては、公共投資が緩やかに減少する一方で、民間投資は改善傾向を維持する見通しであり、経営環境は当面、堅調に推移すると思われるものの、中長期的には、新設の建設投資の抑制や建設業の担い手確保が深刻化すると見込まれるなど、厳しい方向に向かっていくことが予想されます。

このような中、当社グループといたしましては、健全な財務内容を維持しつつ、高収益体質を追求して資本効率の向上を図ることにより、中長期的な企業価値の増大を目指すべく、「事業環境の変化を見据え、建設事業の収益力強化および事業領域の拡大に向けて経営資源を投入し、強固な経営基盤を築く」ことを基本方針とする、新たな中期経営計画を策定いたしました。

具体的には、合理化・省力化に資する技術開発の推進や、ICT等の活用による業務の効率化、人材育成の強化を通じて「建設事業の生産力向上」を図るとともに、顧客へのソリューション提案力および設計力の強化や、顧客ニーズに応える技術開発の推進、保有技術の洗練化を通じて「建設事業のブランド力アップ」に努めてまいります。さらには、不動産事業において賃貸事業の拡大を図る一方、事業領域拡大の布石として新たな事業へ戦略的に投資するなど、「収益基盤の多様化」にも取り組んでまいります。

当社といたしましては、今後、全役職員一丸となって中期経営計画を推進してまいり所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(当社グループの財産および損益の状況の推移)

(単位 百万円)

区 分	第76期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第77期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第78期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第79期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
売上高	196,554	193,024	205,268	205,291
親会社株主に帰属する当期純利益	2,683	3,755	4,921	8,625
1株当たり当期純利益	13 <sup>円</sup> 43 <sup>銭</sup>	18 <sup>円</sup> 80 <sup>銭</sup>	24 <sup>円</sup> 66 <sup>銭</sup>	43 <sup>円</sup> 27 <sup>銭</sup>
総資産	234,033	239,663	260,302	266,680
純資産	121,923	128,792	140,655	143,278

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(当社の財産および損益の状況の推移)

(単位 百万円)

区 分	第76期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第77期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第78期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第79期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
受注高	174,021	220,116	197,829	222,634
売上高	192,941	189,737	200,177	201,106
当期純利益	2,540	3,720	4,901	8,642
1株当たり当期純利益	12 <sup>円</sup> 71 <sup>銭</sup>	18 <sup>円</sup> 63 <sup>銭</sup>	24 <sup>円</sup> 55 <sup>銭</sup>	43 <sup>円</sup> 36 <sup>銭</sup>
総資産	230,123	234,533	253,490	259,841
純資産	119,474	125,087	135,904	138,534

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
奥村機械製作株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100.0%	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の2社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として平成24年11月30日国土交通大臣許可（特-24）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として平成24年10月5日国土交通大臣免許（12）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
土 木 事 業	835名	2名
建 築 事 業	1,086名	18名
不 動 産 事 業	8名	0名
そ の 他	60名	△1名
合 計	1,989名	19名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,926名	20名	43.9歳	18.6年

(9) 主要な営業所

① 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号  
東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号  
支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大 阪 市)  
支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大 阪 市)  
東北支店(仙台市) 広島支店(広 島 市)  
東京支店(東京都港区) 四国支店(高 松 市)  
名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)  
技術研究所 (つくば市)

② 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大 阪 市)  
太平不動産株式会社(東京都港区)

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7,000 百万円
一 般 社 団 法 人 ス レ ン ダ ー	5,000

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	480,376,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式29,089,225株を含む）	228,326,133株
(3) 株 主 数	14,809名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,127 <sup>千株</sup>	6.1 <sup>%</sup>
奥 村 組 従 業 員 持 株 会	7,355	3.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	7,151	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,656	3.3
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,074	3.0
住 友 不 動 産 株 式 会 社	6,050	3.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,568	2.8
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR BLACKROCK GLOBAL ALLOCATION FUND, INC. 620313	5,152	2.6
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,248	2.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,215	1.6

(注) 1. 当社は自己株式29,089,225株を保有しておりますが、上記から除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥村 太加典		
代表取締役	平子 高育	管理本部長	
取締役	土谷 誠	土木本部長	
取締役	藤岡 誠一	建築本部長	
取締役	水野 勇一	東日本支社長	
取締役	高見 一夫	東京本社営業担当	
取締役	山口 慶治	西日本支社長	
取締役	齊藤 洸		弁護士(齊藤・大西法律事務所代表)
取締役	小寺 健司	西日本支社副支社長 土木事業担当	
取締役	田中 敦史	管理本部副本部長 兼経理部長	
常勤監査役	山内 晃一		
常勤監査役	香西 宏伸		
監査役	伴 義聖		弁護士(伴法律事務所代表)
監査役	辻 一夫		税理士(辻一夫税理士事務所代表)
監査役	阿部 修二		公認会計士・税理士(税理士法人SORA代表、阿部公認会計士事務所代表) ㈱大和コンピューター 社外監査役 西尾レントオール㈱ 社外監査役

- (注) 1. 取締役齊藤洸氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役伴義聖、辻一夫、阿部修二の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役齊藤洸氏および監査役伴義聖、辻一夫、阿部修二の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 4. 常勤監査役香西宏伸氏は、長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役辻一夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役阿部修二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 7. 平成27年6月26日開催の第78回定時株主総会において、香西宏伸氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
 8. 竹村勇二氏は、平成27年6月26日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

9. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年3月31日現在の執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

\*印は、取締役兼務であります。

*副社長執行役員	(管理本部長)	平 子 高 育
*副社長執行役員	(土木本部長)	土 谷 誠
副社長執行役員	(東京本社営業担当)	渡 辺 和 足
専務執行役員	(東京本社技術担当)	飯 田 廣 臣
*専務執行役員	(建築本部長)	藤 岡 誠 一
*専務執行役員	(東日本支社長)	水 野 勇 一
*常務執行役員	(東京本社営業担当)	高 見 一 夫
*常務執行役員	(西日本支社長)	山 口 慶 治
常務執行役員	(西日本支社九州支店長)	大 石 宏 和
常務執行役員	(東日本支社支社長補佐 (建築事業担当)	小 林 俊 雄
執行役員	(東京本社営業担当)	栗 田 猛 志
執行役員	(東日本支社東京支店長)	丸 山 豊 憲
執行役員	(東京本社営業担当)	林 孝 幸
執行役員	(東日本支社副支社長 (土木事業担当)	町 田 則 幸
*執行役員	(西日本支社副支社長 (土木事業担当)	小 寺 健 司
執行役員	(西日本支社関西支店長)	原 田 治
*執行役員	(管理本部副本部長兼経理部長)	田 中 敦 史
執行役員	(西日本支社広島支店長)	飯 島 俊 莊
執行役員	(東日本支社東北支店長)	伊 藤 和 芳
執行役員	(西日本支社副支社長 (建築事業担当)	宮 崎 宏
執行役員	(東京本社技術担当)	宮 元 均
執行役員	(東京本社技術担当)	田 中 晃

10. 平成28年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

変更前				変更後			
渡 辺 和 足	副社長執行役員 (東京本社営業担当)	副社長執行役員 (土木本部営業担当)					
飯 田 廣 臣	専務執行役員 (東京本社技術担当)	専務執行役員 (土木本部技術担当)					
山 口 慶 治	常務執行役員 (西日本支社長)	専務執行役員 (西日本支社長)					

丸山	豊	執行役員 (東日本支社東京支店長)	常務執行役員 (東日本支社東京支店長)
宮元	均	執行役員 (東京本社技術担当)	常務執行役員 (土木本部技術担当)
栗田	猛志	執行役員 (東京本社営業担当)	執行役員 (土木本部副本部長)
林	孝憲	執行役員 (東京本社営業担当)	執行役員 (土木本部営業担当)
田中	晃	執行役員 (東京本社技術担当)	執行役員 (建築本部技術担当)
岩倉	正明	東日本支社名古屋支店長	執行役員 (東日本支社名古屋支店長)
國行	薫	技術研究所長	執行役員 (土木本部技術開発担当) (兼建築本部技術開発担当)
伊藤	和芳	執行役員 (東日本支社東北支店長)	参与 (土木本部原価担当)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	257百万円
監査役	6名	52百万円
合計	16名	309百万円 (うち社外 4名 23百万円)

(注) 上記には、平成27年6月26日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役斉藤冽氏の兼職先である齊藤・大西法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役伴義聖氏の兼職先である伴法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役辻一夫氏の兼職先である辻一夫税理士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役阿部修二氏の兼職先である税理士法人SORA、阿部公認会計士事務所、(株)大和コンピューターおよび西尾レントオール(株)と当社の間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	齊 藤 洸	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	伴 義 聖	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	辻 一 夫	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会16回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	阿 部 修 二	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、監査役会16回のうち15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

46百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積の算定根拠などを検討した結果、有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人より、国際保証業務基準等に基づく保証業務の提供を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

### I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

### II. 基本方針

＜取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員の業務執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。

#### <取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制>

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、監査役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報保護のため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

#### <損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画（BCP）の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

#### <取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。
- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。

### ＜当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査役は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査役に報告する。

### ＜監査役職務を補助すべき使用人に関する事項＞

- ① 監査役職務の遂行に際し、必要とする補助は内部監査部門に所属する職員が自己の職務に優先して行う。
- ② 内部監査部門に配置する職員については、業務執行部門が推薦し、監査役の了承を事前に得る。監査役から当該職員の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の目標管理、人事考課等については監査役の確認を得る。
- ④ 監査役より指示を受けた内部監査部門に所属する職員は、その指示の実行に際して取締役の指揮命令を受けず、結果の報告については監査役に対してのみ行う。

### ＜監査役への報告に関する体制＞

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査役と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査役の出席を求める。
- ③ 監査役の求めに応じ、取締役、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。



- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査役に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役、執行役員または職員が会社および子会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査役に報告する。
- ⑥ 監査役に報告をした者に対し、社内通報規程を準用し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

#### <監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- ① 監査役の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査役と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査役と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査役が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査役5名のうち3名を社外監査役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。
- ⑤ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、当社が負担し、また前払に応じる。

### Ⅲ. 運用状況の概要

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行について

取締役会は、取締役10名で組織しており、月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、中期経営計画をはじめ経営に関する重要事項について意思決定しています。なお、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を選任しています。

取締役会の専決事項以外の業務執行に関する重要事項、ならびに取締役会に対する付議事項について審議、決定する経営委員会（代表取締役、および取締役会において選定する委員で組織する。指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ）の委員に社外取締役を加えるとともに、監査役の出席を求め、運営の透明性を高めています。なお、当事業年度は、経営委員会を12回開催しています。

内部統制機能の強化および運用状況の検証を図るため、会計監査を担当する監査室とその他業務執行全般の監査を担当するコンプライアンス室が連携して内部監査に当たる体制を採っており、その監査結果については、適時、取締役会、経営委員会、代表取締役および監査役に報告され、意思決定および業務執行ならびに経営監視に反映するようにしています。

関係法令等の遵守を監視するため、社外取締役、土木本部長、建築本部長および管理本部長に加えて人事総務部長、弁護士ならびに内部監査部門の責任者である監査室長およびコンプライアンス室長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、役職員の指導、教育に努めています。なお、当事業年度は、コンプライアンス委員会を6回開催しています。

コンプライアンスの浸透、定着を図るため、「コンプライアンスに関する基本規程」に加え、公益通報者保護法に対応した「社内通報規程」のほか、「暴力団等対応マニュアル」等を整備するとともに、これらの要約版として、業務遂行上の行動規範およびそれを実現するための手法、手段および法令等の根拠を明記した「コンプライアンスの標」を発刊し、全役職員に配布のうえ教育研修を実施しています。また、代表取締役は、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力しています。当事業年度は、「ハラスメント防止」、「施工体制適正化」をテーマとした研修を実施しています。

## (2) 損失の危険の管理について

財務報告の基本方針に則り、財務報告に係る内部統制の適切な整備、運用を図っています。また、取締役会による監督や内部監査部門による内部監査等を通じて、財務報告に係る内部統制の有効性を検証、評価し、必要に応じてシステムの継続的な見直しを行っています。

ステークホルダーの判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクを特定し、それに対する土木、建築および管理の各部門の取り組み状況をコンプライアンス室において定期的に確認、検証し、代表取締役に報告のうえ、留意点を社内へ通知することにより、リスクの顕在化防止に努めています。

これまでに培ってきた災害対応のノウハウをもとに、事業継続計画（BCP）を構築し、継続的な見直しと定期的な訓練、検証により実効性の強化を図っています。

### (3) 監査の実効性の確保について

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要会議（各本部主催の会議等）に出席するとともに、取締役等からその職務の執行状況を聴取、重要な決裁書類等を閲覧するほか、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じグループ会社に対しても事業の報告を求めています。

監査役は、内部監査部門である監査室（3名）およびコンプライアンス室（9名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けています。

監査役は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を年に2回以上設けているほか、情報や意見の交換も適時実施しています。

社外（非常勤）監査役は、コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスや内部統制機能の維持、向上等を図るため、取締役会に原則出席するのみならず、経営委員会に出席する常勤監査役を通じその議事の内容を詳らかに確認するなどにより、適時提言ないしは意見表明を取締役に対して行っているほか、常勤監査役が行う経営全般にわたる監査状況についても毎月報告を受け、これを確認、審査する体制を採っています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>156,243</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>104,840</b>
現 金 預 金	15,353	支払手形・工事未払金等	54,033
受取手形・完成工事未収入金等	113,190	短 期 借 入 金	15,778
有 価 証 券	10,500	リ ー ス 債 務	21
未 成 工 事 支 出 金	4,706	未 払 法 人 税 等	565
その他のたな卸資産	3,909	未 成 工 事 受 入 金	6,718
繰 延 税 金 資 産	40	完 成 工 事 補 償 引 当 金	695
そ の 他	10,207	賞 与 引 当 金	3,101
貸 倒 引 当 金	△1,665	役 員 賞 与 引 当 金	42
<b>固 定 資 産</b>	<b>110,437</b>	工 事 損 失 引 当 金	4,449
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>41,213</b>	資 産 除 去 債 務	79
建 物 ・ 構 築 物	9,409	そ の 他	19,352
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 ・ 備 品	485	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,561</b>
土 地	30,114	長 期 借 入 金	5,168
リ ー ス 資 産	40	リ ー ス 債 務	23
建 設 仮 勘 定	1,163	繰 延 税 金 負 債	13,243
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>263</b>	資 産 除 去 債 務	67
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>68,960</b>	そ の 他	58
投 資 有 価 証 券	66,250	<b>負 債 合 計</b>	<b>123,401</b>
長 期 貸 付 金	180	純 資 産 の 部	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,156	<b>株 主 資 本</b>	<b>112,779</b>
そ の 他	2,565	資 本 金	19,838
貸 倒 引 当 金	△2,192	資 本 剰 余 金	25,329
		利 益 剰 余 金	80,245
		自 己 株 式	△12,634
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	30,499
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,329
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,170
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>143,278</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>266,680</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>266,680</b>

# 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

<b>売 上 高</b>		
完成工事高	195,178	
不動産事業等売上高	10,113	205,291
<b>売 上 原 価</b>		
完成工事原価	176,505	
不動産事業等売上原価	6,135	182,641
<b>売 上 総 利 益</b>		
完成工事総利益	18,672	
不動産事業等総利益	3,977	22,649
<b>販売費及び一般管理費</b>		14,226
<b>営 業 利 益</b>		8,423
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び配当金	1,114	
その他の	199	1,313
<b>営 業 外 費 用</b>		
支払利息	168	
為替差損	260	
その他の	35	464
<b>経 常 利 益</b>		9,272
<b>特 別 利 益</b>		
投資有価証券売却益	333	
その他の	1	335
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産除却損	270	
その他の	9	280
<b>税金等調整前当期純利益</b>		9,327
法人税、住民税及び事業税	798	
法人税等調整額	△96	702
<b>当 期 純 利 益</b>		8,625
親会社株主に帰属する当期純利益		8,625

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日残高	19,838	25,327	74,012	△12,546	106,632
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,392		△2,392
親会社株主に帰属する当期純利益			8,625		8,625
自己株式の取得				△91	△91
自己株式の処分		1		3	4
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	1	6,233	△87	6,146
平成28年3月31日残高	19,838	25,329	80,245	△12,634	112,779

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日残高	31,868	2,153	34,022	140,655
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,392
親会社株主に帰属する当期純利益				8,625
自己株式の取得				△91
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額 (純額)	△3,539	16	△3,523	△3,523
当連結会計年度中の変動額合計	△3,539	16	△3,523	2,623
平成28年3月31日残高	28,329	2,170	30,499	143,278

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ①連結子会社の数       | 2社                 |
| 連結子会社の名称       | 奥村機械製作(株)、太平不動産(株) |
| ②非連結子会社の数      | 9社                 |
| 主要な非連結子会社の名称   | オーエステー工業(株)        |
| (連結の範囲から除いた理由) |                    |

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用している非連結子会社および関連会社はない。
- ②主要な持分法非適用の非連結子会社     オーエステー工業(株)

の名称

持分法非適用の関連会社の数     3社

主要な持分法非適用の関連会社     (株)スイムシティ鹿児島

の名称

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社および関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

### (3) 会計方針に関する事項

- ①重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

その他のたな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）



## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事等に係る瑕疵担保およびアフターサービス等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高等に対する将来の見積補償額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

④重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価  
の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっている。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については工事完成基準によっているが、工期2年以上かつ請負金額50億円以上の工事については、工事進行基準によっている。

⑤重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。

なお、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっている。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更している。

加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）および事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類および1株当たり情報に与える影響額はない。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 下記の資産は長期借入金7百万円（うち短期借入金へ振替3百万円）および流動負債「その他」（預り金）407百万円の担保に供している。

建物	1,497百万円
土地	1,485百万円
計	2,983百万円

② 下記の資産は短期借入金3,000百万円および長期借入金2,000百万円の担保に供している。

投資有価証券	6,104百万円
--------	----------

③ 下記の資産は工事契約に基づく瑕疵保証金として担保に供している。

現金預金（定期預金）	48百万円
------------	-------

④ 下記の資産は住宅建設瑕疵担保保証の担保に供している。

投資有価証券	117百万円
--------	--------

⑤ 下記の資産はPFI事業の契約履行義務等の担保に供している。

投資有価証券	15百万円
--------	-------

⑥ 下記の資産は関係会社の借入金の担保に供している。

投資有価証券	110百万円
--------	--------

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,402百万円

- (3) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金等の金額  
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金およびその他のたな卸資産（仕掛品）と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金等のうち、工事損失引当金に対応する額は373百万円である。
- (4) 資産の所有目的の変更  
所有目的の変更により有形固定資産に計上していた土地18百万円をその他のたな卸資産（販売用不動産）へ振替えている。

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 190,041百万円  
(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 1,390百万円  
(3) 研究開発費の総額 788百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	228,326,133株	一株	一株	228,326,133株

- (2) 配当に関する事項

##### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,392	12	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定している。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,183	利益剰余金	21	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入、資金運用については、低リスク、元本確保を原則として主に短期的な預貯金等で運用する方針である。デリバティブについては、外貨建取引の為替相場変動リスクおよび借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

#### ②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。

これらは取引ごとに期日管理および残高管理を行い、受注から債権回収完了まで取引先の状況を継続的に把握する体制としている。

有価証券および投資有価証券は、満期保有目的の債券および主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場リスクに晒されている。

これらは定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

営業債務である支払手形および工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金には主に運転資金のために資金調達している。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

外貨建借入金は市場金利および為替相場の変動リスクに晒されているが、これを回避する目的で、デリバティブ取引（金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用している。

なお、ヘッジ会計の方法については、前述の「(3) 会計方針に関する事項」の「⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っている。また、デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い大手金融機関に限定しており、信用リスクは低いと判断している。

#### ③金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの、独立行政法人福祉医療機構の年金住宅資金貸付、独立行政法人勤労者退職金共済機構の財形持家転貸融資にともなう借入金ならびにこの転貸である貸付金は、次表には含まれていない（(注)2を参照）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金預金	15,353	15,353	—
②受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金（*）	113,190 △1,590 111,600		
		111,600	—
③有価証券および投資有価証券 ・満期保有目的の債券 ・その他有価証券	10,617 64,695	10,625 64,695	8 —
④長期貸付金 貸倒引当金（*）	101 △1 100		
		105	4
資 産 計	202,367	202,380	13
①支払手形・工事未払金等	54,033	54,033	—
②短期借入金	15,765	15,765	—
③リース債務	44	43	△1
④長期借入金	5,100	5,119	19
負 債 計	74,944	74,963	18
デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 受取手形・完成工事未収入金等および長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

## ①現金預金

現金預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

## ②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、債権額を一定の期間ごとに分類し、1年以内に決済されるものは、帳簿価額が時価とほぼ等しいことから当該帳簿価額、1年を超えて決済されるものは、期間に応じた国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出している。

なお、時価は個別に計上している貸倒引当金を控除して算出している。

## ③有価証券および投資有価証券

譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

④長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出している。

また、貸倒懸念債権については、担保および保証による回収見込額等により時価を算出している。

負債

①支払手形・工事未払金等、ならびに②短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③リース債務

リース債務の時価は、債務の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出している。

④長期借入金

長期借入金の時価は、元金金の合計額を当該借入金の残余期間、および当社の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

なお、変動金利によるものは市場金利を反映しており、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めている。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,437百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券および投資有価証券」に含めていない。独立行政法人福祉医療機構および独立行政法人勤労者退職金共済機構からの借入（短期借入金：連結貸借対照表計上額13百万円、長期借入金：同68百万円）および従業員への転貸（長期貸付金：連結貸借対照表計上額79百万円）は、重要性が乏しいため記載していない。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸土地や賃貸倉庫、賃貸住宅等を所有している。

なお、賃貸倉庫の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。

これら賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりである。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	30,800	642	31,442	51,416
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	844	△15	828	6,601
合計	31,644	627	32,271	58,018

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

また、賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりである。

(単位 百万円)

	連結損益計算書における金額		
	賃貸収益	賃貸費用	差額
賃貸等不動産	3,208	859	2,348
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	455	68	386
合計	3,663	928	2,735

(注) 賃貸収益とこれに対応する賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は、それぞれ「不動産事業等売上高」および「不動産事業等売上原価」に計上されている。



8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

719円13銭

(2) 1株当たりの当期純利益

43円27銭

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>153,294</b>	<b>流動負債</b>	<b>102,812</b>
現金預金	15,181	支払手形	4,538
受取手形	3,673	工事未払金	48,366
完成工事未収入金	107,154	短期借入金	15,799
有価証券	10,500	リース債務	19
販売用不動産	563	未払法人税等	536
未成工事支出金	4,706	未成工事受入金	6,672
不動産事業支出金	2,823	完成工事補償引当金	663
その他の金	10,210	賞与引当金	3,026
貸倒引当金	△1,520	役員賞与引当金	40
<b>固定資産</b>	<b>106,547</b>	工事損失引当金	4,438
<b>有形固定資産</b>	<b>35,300</b>	資産除去債務	38
建物・構築物	8,027	その他の他	18,672
機械・運搬器具	250	<b>固定負債</b>	<b>18,494</b>
工具器具・備品	171	長期借入金	5,168
土地	25,649	リース債務	22
リース資産	38	繰延税金負債	12,516
建設仮勘定	1,163	退職給付引当金	673
<b>無形固定資産</b>	<b>254</b>	資産除去債務	55
<b>投資その他の資産</b>	<b>70,993</b>	その他の他	58
投資有価証券	65,608	<b>負債合計</b>	<b>121,307</b>
関係会社株	380	純資産の部	
長期貸付金	4,693	<b>株主資本</b>	<b>110,284</b>
その他の金	2,552	資本金	19,838
貸倒引当金	△2,242	資本剰余金	25,329
		資本準備金	25,322
		その他資本剰余金	7
		<b>利益剰余金</b>	<b>77,750</b>
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	72,790
		特別償却準備金	2
		固定資産圧縮積立金	3,562
		別途積立金	60,600
		繰越利益剰余金	8,625
		<b>自己株式</b>	<b>△12,634</b>
		評価・換算差額等	28,250
		その他有価証券評価差額金	28,250
<b>資産合計</b>	<b>259,841</b>	<b>純資産合計</b>	<b>138,534</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>259,841</b>

# 損益計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

売 上 高		
完成工事高	195,178	
不動産事業等売上高	5,928	201,106
売 上 原 価		
完成工事原価	176,592	
不動産事業等売上原価	2,652	179,245
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	18,585	
不動産事業等総利益	3,276	21,861
販売費及び一般管理費		13,760
営業利益		8,101
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,392	
その他の	210	1,602
営 業 外 費 用		
支払利息	168	
為替差損	260	
その他の	35	464
経常利益		9,239
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	333	
その他の	1	335
特 別 損 失		
固定資産除却損	264	
その他の	9	274
税引前当期純利益		9,301
法人税、住民税及び事業税	760	
法人税等調整額	△101	658
当 期 純 利 益		8,642

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
						特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
平成27年4月1日残高	19,838	25,322	5	25,327	4,959	3	3,516	59,400	3,620	71,500	
当期中の変動額											
別途積立金の積立								1,200	△1,200	—	
剰余金の配当									△2,392	△2,392	
当期純利益									8,642	8,642	
自己株式の取得											
自己株式の処分			1	1							
特別償却準備金の積立						0			△0	—	
特別償却準備金の取崩						△1			1	—	
固定資産圧縮積立金の積立							81		△81	—	
固定資産圧縮積立金の取崩							△35		35	—	
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）											
当期中の変動額合計	—	—	1	1	—	△1	46	1,200	5,004	6,250	
平成28年3月31日残高	19,838	25,322	7	25,329	4,959	2	3,562	60,600	8,625	77,750	

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日残高	△12,546	104,120	31,784	31,784	135,904
当期中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△2,392			△2,392
当期純利益		8,642			8,642
自己株式の取得	△91	△91			△91
自己株式の処分	3	4			4
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			△3,534	△3,534	△3,534
当期中の変動額合計	△87	6,163	△3,534	△3,534	2,629
平成28年3月31日残高	△12,634	110,284	28,250	28,250	138,534

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### ①有価証券

満期保有目的の債券

子会社株式および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

#### ②デリバティブ

#### ③たな卸資産

販売用不動産

未成工事支出金

不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

個別法による原価法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌期から5年間で均等償却する方法によっている。

#### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっている。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

#### ②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保およびアフターサービス等の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

#### ③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上している。

#### ④役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上している。

#### ⑤工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

#### ⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。

##### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### ・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理している。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

- (4) 完成工事高および完成工事原価の計上基準  
当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっている。  
なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については工事完成基準によっているが、工期2年以上かつ請負金額50億円以上の工事については、工事進行基準によっている。
- (5) ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっている。  
なお、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっている。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
①退職給付に係る会計処理  
貸借対照表において、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。  
②消費税等の会計処理  
税抜方式によっている。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当期より適用し、取得関連費用を発生した期の費用として計上する方法に変更している。

また、当期の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが生じた場合には、当該見直しが行われた期の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）および事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当期において、計算書類および1株当たり情報に与える影響額はない。



### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- ① 下記の資産は長期借入金7百万円（うち短期借入金へ振替3百万円）および流動負債「その他」（預り金）275百万円の担保に供している。

建物	936百万円
土地	682百万円
計	1,618百万円

- ② 下記の資産は短期借入金3,000百万円および長期借入金2,000百万円の担保に供している。

投資有価証券	6,104百万円
--------	----------

- ③ 下記の資産は工事契約に基づく瑕疵保証金として担保に供している。

現金預金（定期預金）	48百万円
------------	-------

- ④ 下記の資産は関係会社の建物賃貸借契約に基づく建設協力金の担保に供している。

土地	803百万円
----	--------

- ⑤ 下記の資産は住宅建設瑕疵担保保証の担保に供している。

投資有価証券	117百万円
--------	--------

- ⑥ 下記の資産はPFI事業の契約履行義務等の担保に供している。

投資有価証券	15百万円
--------	-------

- ⑦ 下記の資産は関係会社の借入金の担保に供している。

関係会社株式	110百万円
--------	--------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,668百万円

#### (3) 保証債務

- 関係会社の工事履行に対する保証を行っている。 1百万円

#### (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	4,394百万円
関係会社に対する短期金銭債務	497百万円
関係会社に対する長期金銭債権	4,607百万円

#### (5) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は373百万円である。

#### (6) 資産の所有目的の変更

所有目的の変更により有形固定資産に計上していた土地18百万円を販売用不動産へ振替えている。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	190,041百万円
(2) 売上高のうち関係会社に対する部分	4,003百万円
(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	768百万円
(4) 完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額	1,390百万円
(5) 関係会社との営業取引以外の取引高	317百万円
(6) 研究開発費の総額	785百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	28,951,110株	146,322株	8,207株	29,089,225株

(注) 1. 増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

2. 減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものである。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	3,446百万円
有価証券評価損等	2,766百万円
工事損失引当金	1,367百万円
たな卸資産評価損等	1,321百万円
貸倒引当金	1,158百万円
賞与引当金・役員賞与引当金	944百万円
工事未払金・未払費用等	515百万円
退職給付引当金	206百万円
その他	390百万円
繰延税金資産小計	12,117百万円
評価性引当額	△12,117百万円
繰延税金資産合計	—百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△10,933百万円
固定資産圧縮積立金	△1,571百万円
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△12,516百万円
繰延税金負債の純額	△12,516百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	太平不動産㈱	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 および返済	99百万円	長期 貸付金	4,513百万円
				利息の受取	82百万円	—	—
関連会社	㈱ウインド シップ北九州	所有 直接37.7%	建設工事の 受注	建設工事の 受注	6,884百万円	完成工事 未収入金	2,645百万円

- (注) 1. 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定している。  
なお、担保は受け入れていない。また、取引金額は純増減額を記載している。  
2. 建設工事の受注については、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。  
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 695円32銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 43円36銭  |

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 奥 村 組  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 奥 村 組  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 孝司 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 奥村組 監査役会

常勤監査役 山内晃一<sup>①</sup>

常勤監査役 香西宏伸<sup>②</sup>

監査役 伴 義聖<sup>③</sup>

監査役 辻 一夫<sup>④</sup>

監査役 阿部修二<sup>⑤</sup>

(注) 監査役 伴 義聖、辻 一夫、阿部修二の3名は、社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、財務状況等を総合的に勘案して、かねてよりの安定配当1株当たり9円または業績に対応するものとして配当性向が50%に相当する額のいずれか高い方を配当することを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、この基本方針に基づき次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金21円 総額 4,183,975,068円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 4,400,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 4,400,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

取締役会の監督機能を高めて、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化するとともに、経営の意思決定を迅速化することによって、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を変更するものであります。

なお、同規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとしたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>3. 会計監査人</u>
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 取締役および取締役会	第3章 取締役および取締役会
第13条 当社の取締役は、10名以内とする。	第13条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )は、10名以内とする。 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第14条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第15条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第16条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって代表取締役中より会長1名および社長1名を定めることができる。</p>	<p>第16条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって代表取締役中より会長1名および社長1名を定めることができる。</p>
<p>第17条 (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第19条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第19条～第20条（条文省略）</p>	<p>第20条～第21条（現行どおり）</p>
<p>第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 <u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第22条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第4章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第23条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第24条</u> 監査役は、株主総会において選任する。  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第25条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第26条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>第27条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>第28条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p><u>第29条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>第30条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 4 章 監査等委員会
(新 設)	第24条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新 設)	第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	第26条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第5章 株主総会 第 <u>31</u> 条～第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第5章 株主総会 第 <u>27</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
第6章 計 算 第 <u>37</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第6章 計 算 第 <u>33</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行するとともに、現任の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	奥村 太加典 (昭和37年3月15日生)	昭和61年4月 当社入社 平成6年5月 当社関西支社次長 平成6年6月 当社取締役 平成7年12月 当社東京支社営業部長 平成13年4月 当社常務取締役 平成13年4月 当社営業担当 平成13年12月 当社代表取締役社長(現任)	2,252,614株
2	平子 高育 (昭和23年2月12日生)	昭和49年1月 当社入社 平成10年8月 当社総務部長 平成15年4月 当社管理本部総務部長 平成16年4月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 執行役員 平成20年1月 当社取締役 常務執行役員 平成20年1月 当社管理本部副本部長 平成22年6月 当社代表取締役 専務執行役員 平成22年6月 当社管理本部長(現任) 平成26年4月 当社代表取締役 副社長執行役員(現任)	187,098株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	土谷 誠 (昭和22年7月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社関西支社副支社長 平成16年6月 当社取締役 執行役員 平成18年4月 当社名古屋支店長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年3月 当社参与 平成20年10月 当社建設本部土木事業部長補佐 平成21年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社建設本部土木事業部長 平成21年6月 当社取締役 執行役員 平成22年4月 当社土木本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 専務執行役員 平成26年4月 当社取締役 副社長執行役員(現任)	128,262株
4	藤岡 誠一 (昭和27年6月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社関西支社建築統括部長 平成18年4月 当社技術本部建築部長 平成20年10月 当社建設本部建築部長 平成21年4月 当社建設本部建築事業部長補佐兼建築部長 平成22年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社建築本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役 執行役員 平成24年6月 当社取締役 常務執行役員 平成27年4月 当社取締役 専務執行役員(現任)	70,825株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	水野 勇一 (昭和28年7月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年3月 当社名古屋支店土木工務部長 平成18年4月 当社東京支社土木工務第一部長 平成19年4月 当社東京支社土木統括部長 平成20年10月 当社東日本支社副支社長土木事業担当 平成22年6月 当社取締役 執行役員 平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 平成26年4月 当社東日本支社長(現任) 平成27年4月 当社取締役 専務執行役員(現任)	52,101株
6	山口 慶治 (昭和27年10月10日生)	昭和51年4月 当社入社 平成20年10月 当社西日本支社関西支店長 平成22年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社西日本支社長(現任) 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 平成28年4月 当社取締役 専務執行役員(現任)	47,676株
7	田中 敦史 (昭和34年6月5日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 当社管理本部経理部長 平成26年6月 当社取締役 執行役員(現任) 平成26年6月 当社管理本部副本部長兼経理部長(現任)	25,978株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	齊藤 洸 (昭和21年7月12日生)	昭和55年4月 検察官任官 平成2年5月 弁護士登録 平成3年10月 齊藤洸法律事務所(現 齊藤・大西法律事務所)開業(現任) 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	3,000株
2	香西 宏の伸 (昭和29年5月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成23年4月 当社西日本支社副支社長管理担当 平成25年6月 当社東日本支社副支社長管理担当 平成27年6月 当社常勤監査役(現任)	24,528株
3	辻 一夫 (昭和22年8月7日生)	平成18年7月 大阪国税局調査第二部長 平成19年8月 税理士登録 平成19年8月 辻一夫税理士事務所開業(現任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任)	3,000株
4	阿部 修二 (昭和24年2月7日生)	昭和52年9月 公認会計士登録 昭和52年12月 税理士登録 昭和63年11月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成22年7月 税理士法人SORA代表社員(現任) 平成22年7月 阿部公認会計士事務所開業(現任) 平成22年10月 ㈱大和コンピューター社外監査役(現任) 平成26年6月 当社社外監査役(現任) 平成27年12月 西尾レントオール㈱社外監査役(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	八代浩代 (昭和29年4月10日生)	昭和59年4月 弁護士登録 平成13年4月 飯野・八代法律事務所(現 飯野・八代・堀口法律事務所)入所(現任)	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齊藤洸氏、辻一夫氏、阿部修二氏および八代浩代氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、齊藤洸氏、辻一夫氏および阿部修二氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。  
また、八代浩代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 齊藤洸氏を社外取締役候補者とした理由は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したためであります。  
辻一夫氏を社外取締役候補者とした理由は、特に高度な税務知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保のために有益であると判断したためであります。  
阿部修二氏を社外取締役候補者とした理由は、特に高度な会計知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保のために有益であると判断したためであります。  
八代浩代氏を社外取締役候補者とした理由は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したためであります。
5. 齊藤洸氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。  
辻一夫氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として長年にわたり企業会計の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。  
阿部修二氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年にわたり企業会計の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。  
八代浩代氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
6. 齊藤洸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

7. 各候補者の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- また、当社は、齊藤洸氏、辻一夫氏および阿部修二氏との間で同様の責任限定契約を締結しております。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額3億円以内とすることにご承認いただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、昨今の経済情勢およびその他諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢およびその他諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

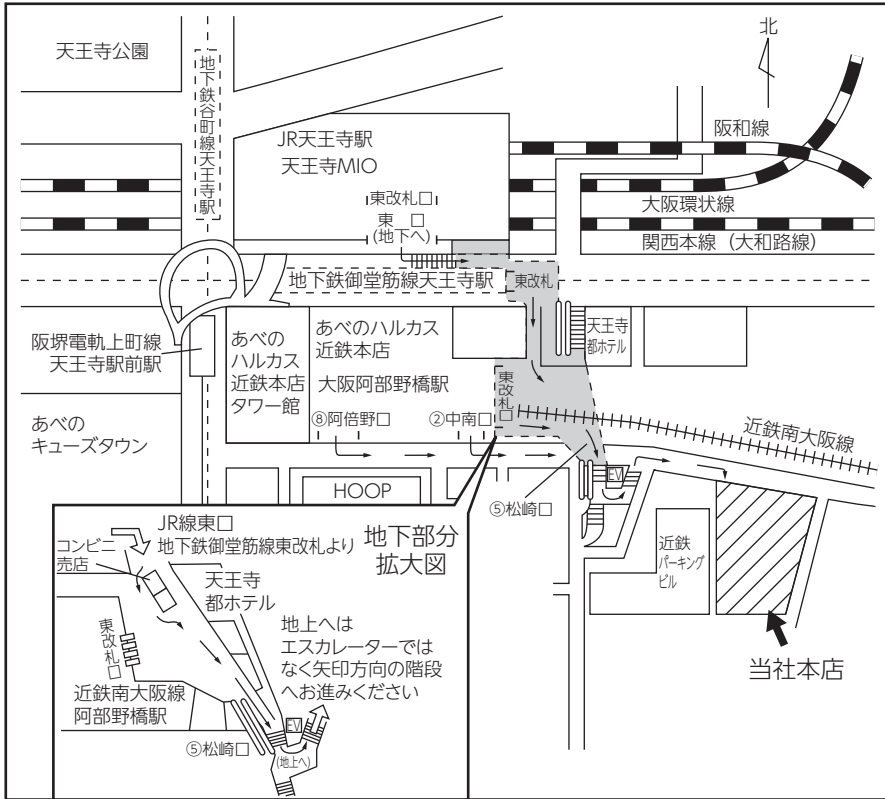
以 上





# 株主総会会場ご案内

会場：大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 株式会社奥村組本店  
 TEL(06)6621-1101 (代表)



交通：J R 天 王 寺 駅 … 東口より徒歩5分  
 地下鉄御堂筋線天王寺駅 … 東改札より徒歩3分  
 近鉄南大阪線大阪阿部野橋駅 … 東改札口より徒歩3分

